

## 創業期高島炭坑の経営に関する一試論

武野, 要子  
福岡大学商学部

<https://doi.org/10.15017/13642>

---

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 8, pp.1-5, 1977-06-01. エネルギー史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 創業期高島炭坑の経営に関する一試論

福岡大学 武野要子

はしがき

おそくとも元禄期には採炭を開始したとみられる高島炭坑は、蒸気機関を備えたわが国最初の近代的炭坑として、慶応四年長崎のイギリス居留地商館グラバー商会と佐賀藩の合併事業として、新しくスタートすることになった。本発表では、幕末から明治初年すなわち明治政府による官収に至る期間の高島炭坑の経営を、生産ならびに流通の側面から分析しようと思う。

## 一 創始期の高島炭坑

佐賀藩が上級家臣深堀氏に与えた知行地深堀領に位置する高島で、採炭が開始された事情については詳細を欠き、地元高島における鍛冶用燃料のほかに高島以外の地域で塩浜用燃料としての用途が認められたことになりに市場が開け、利潤大なることを知った深堀氏が家臣らの私有を禁じ、みずからの支配に移したことが知られるにすぎない。天明年間に至ると、しばしば石炭俵の検分も行なわれ、深堀氏による高島炭の支配が強化されてくる。当時の販売先として、地元高島の鍛冶売り、高島・深堀での旅売りのほか、長崎問屋渡しなどがみられ、明らかに市場の拡大がうかがわれる。ついで、天保年間には、高島炭山方が設置されて深堀氏の家臣も配置され、同氏による一種の石炭仕組法がしかれた。高島炭は大坂・伊予・安芸一円に向けて辰力丸や往徳丸など二十反帆の運搬船二十五艘で運送されており、高島炭の生産量ひいては仕組法そのものの規模が、必ずしも

小さくなかったことがわかる。臭気が少なく、焰のあたりが柔らかで、灰になるまで燃焼する、いわゆる優秀炭としての評価が、経営好況の最大の理由であろう。要するに、佐賀藩とグラバー商会の間で合併契約が締結される直前の高島炭坑は、土地所有者深堀氏による仕組法の支配下に置かれていたものと考えられる。しかし、佐賀本藩の藩法は大配分(↑上級家臣)にも適用されるのが常であり、佐賀本藩は藩法の規定に従って、高島の小物成を徴収した。加えて、佐賀藩は、高島炭の旅売りによって生じる利潤に着目し、一〇〇斤あたり銀二分の運上納入を深堀氏に命じた。佐賀本藩がこの新規の運上賦課の理由としたのは、佐賀本藩の石炭仕組方による高島炭の買上げであった。ちなみに、慶応三年の例をあげれば、佐賀本藩石炭仕組方は深堀側から出された高島炭買上げ価格引上げの嘆願を市況悪化の理由で却下し、新たな買上げ価格を一方的に決定し、これを深堀側に通達した。合併契約の締結後、同事業の直接責任者として敏腕をふるった松林源蔵が明言したように、深堀氏は高島炭坑を所有しかつ仕組法を以て支配したのではあるが、高島炭そのものは、佐賀本藩仕組方の一括買上げという形で、その流通面を佐賀本藩に握られていた。したがって、合併契約締結直前の高島炭坑は、深堀氏と佐賀本藩の二重支配の下におかれていたと考えるのが妥当であろう。

## 二 合併契約締結の経過と契約の要点

佐賀藩とグラバー商会が慶応四年におこなった高島炭坑合併契約の締結ならびにそれに基づく事業が、佐賀藩殖産興業政策の一環であったこと

は、論をまたない。幕末における佐賀藩殖産事業のいちじるしい發展とその成果は、蘭癖で、しかも名君のはまれ高かった藩主直正の指導力に負うところ、甚だ大きいといわれている。採炭事業の推進も、その例外ではなかった。たとえば、農民の反対に遭い、佐賀藩が計画中であつた松浦郡山代郷の採炭が中止もやむなしとされた時、「地方の生産を損ねぬ方策を早急にたて、断固採炭を実施すべし」との直正の命令で、該地方の採炭開始が決定したという。海外事情に深い関心を抱いていた直正は、幕初以来佐賀藩が幕府に課された長崎警備を利用して足しげく長崎に通い、外采文化や海外事情の吸収に努めた。直正はオランダ商館長ドンケル・クルチュウスに接触することによって、外国貿易のための代品すなわち見返り物資生産の必要性を知らされ、嘉永七年に代品の生産奨励機関として、代品方を設けた。代品方は開国後じょじょに成績をあげ、石炭・米など佐賀藩の主要国産物の売買でかなりの実収を上げた。直正の主導で佐賀藩では蘭学を通じての西洋文明の移植が急がれたが、一方、蘭学から英学への転換もスムーズに行なわれ、石丸虎五郎や本野周蔵ら優秀な人材が育ち、代品方の運営に直接・間接に役だつた。たとえば、本野周蔵は直正の命令で当時長崎グラバ―邸滞在中のジョセフ・ヒコを訪ねて、海外知識の伝授を乞う旨の直正の意を伝えた。のみならず、本野は高島炭坑合弁事業に関する談判を目的に、神戸出張中のグラバ―を訪ねた松林に、通訳を兼ねて同道している。

直正は慶応三年大浦のグラバ―商会に招かれ、グラバ―と親しく歓談したが、翌四年、海外での高島炭の売ゆきをすでに熟知し、高島炭坑経営への進出をねらつていたグラバ―商会から、ジョセフ・ヒコを通じて同炭坑合弁事業の具体案を持ち込まれた。直正はさきの山代郷採炭に引続き、安政三年には領内埋炭地ならびに地質鉞脈の調査を行ない、これまでの旧式採炭法に代えて洋式技術を以て、藩直営の炭坑を起す企画をし、秘密裡に炭坑用器械を発注した。グラバ―商会から持ち込まれた上記の合弁事業案は、近代設備による領内石炭業の開発ならびに幕府を経由しない領内炭の外国輸出についての直正の腹案といみじくも合致したのであり、そのこ

とが、外国居留地商との合弁契約の締結という、思い切つた案の受入れに直正を積極的にさせた最大の理由であろう。

次に、高島炭坑合弁事業契約の内容は、以下十箇条にまとめられる。すなわち、(1) 合弁事業の契約期間は七箇年半とする。(2) 生産ならびに人事面の管理は、佐賀藩が担当する。(3) 輸出面はグラバ―商会が担当するが、佐賀藩が別途に買手を探した場合、同商会へ報告し、協議のうえしかるべき方法を決定する。(4) 開さく工事に支障をきたさぬ限り、深堀氏仕組時代の山元(「小坑主」)の掘働を許可する。(5) 水揚・炭揚用蒸気器械は、双方別費で、おのおの等数を設備する。これら器械代銀を除く諸経費は、双方が等分に負担する。ただし、これら経費はひとまずグラバ―商会が融通し、販売利益で順次これを償却する。(6) 利益は三箇月ごとに現金で平等に分配する。(7) 炭坑において金子払底の事態が生じた場合は、生産の継続に必要な分を現金で双方が平等に負担する。(8) 契約の満期に至り佐賀藩の事情でその更新が行なわれない場合は、グラバ―商会出資の器械を佐賀藩が現金で引取るか、さもなければ、グラバ―商会が撤去する。

(9) グラバ―商会は地主深堀家に、地代(輸出炭一トンあたり金二両)を三箇月おきに支払う。(10) 佐賀藩蒸気船燃料として、高島炭を原価で供給する。尤も、右については、(9)に掲げた地代は適用しない。

佐賀藩では、上記契約の締結に当って、蒸気機関の導入による近代的炭坑への改組は決定済みではあつても、経営を佐賀藩の一手仕組みにするか組合(「合弁」)事業にもつてゆくかで、議論が沸騰した。後者を採択した理由は、膨大な創業資金の捻出と販売市場の開拓を佐賀藩一手で行なうめどがたたなかつたからである。佐賀藩は合弁契約締結と相前後して、グラバ―商会との間に蒸気船購入資金の借入れを高島炭を担保として契約せねばならなかつたほど藩財政は逼迫していたにもかかわらず、蒸気器械設備費の半分を負担することで、合弁の線を固守する姿勢を崩さなかつた。一方、佐賀藩は独自に上海石炭相場の調査をし、グラバ―商会へ佐賀藩直屬商人を販売伝習の目的で派遣するなど、藩による高島炭直輸出のための準備も整えている。さらに、高島派遣の藩士に対して、英学ならびに器械

操作の早急な修得を厳命している。つまるところ、佐賀藩にとって、合併経営は将来計画としての藩一手経営を実現するための一時的な便法にすぎず、目標はあくまで一手経営にあったといわねばならない。

### 三 高島炭坑合併経営の性格

幕末期深堀氏の支配になる高島炭坑の生産機構については詳細を欠くが、若干の武士出身者を含む複数の山元（小坑主）の請負いによって採炭が行なわれていたこと、排水に水車が利用されたこと、坑道から坑口までの運炭労働力として婦女子ならびに未成年者が多数動員され、さらによる運搬が普通であったこと、安全装置については、かなりの水準に達していたこと、年間出炭量は二、〇〇〇万斤を上廻ったことなどがあきらかである。しかし、仕組法の詳細すなわち深堀氏と山元の資金面でのつながり、労働組織とりわけ堀子の出自・人数・賃金などは、一切あきらかにすることはできない。

安政の開国後急速に石炭の需要が高まるにつれて、各産炭地からの長崎への集荷量は夥しい数量にのぼり、品質の低下は避けられず、売買面の紛争が絶えなかった。これに対処する必要に迫られた幕府は、外国船の焚料・輸用石炭の管理に乗り出し、近隣諸藩へ御用石の長崎出荷を要請した。イギリス公使オールコックは、佐賀藩が御用石の大半をまかない、同藩は自由貿易を欲しているにもかかわらず幕府を経由せねば領内炭を輸出できない不便をかこっていると述べている。事実、佐賀藩は安政六年に年間七、〇〇〇万斤の領内炭の長崎出荷を命じられ、それらは仕組方を通じて多くは唐津炭を以てまかなわれたが、高島・香焼炭も御用石の一部を形成していたことは間違いない。

#### (一) 高島炭坑合併経営における生産機構

高島炭坑合併事業の最大の特徴は、それが佐賀本藩ならびにグラバー商会の直営事業であった点である。佐賀本藩は高島炭坑の経営を深堀氏から剥奪するにあたり、若干の処置を講じた。すなわち、佐賀本藩は土地所有

者深堀氏に地主納金という形で輸出炭一トンあたり金一両をグラバー商会に支払わせた。しかし、佐賀本藩は藩財政補填の臨時的措置としてこれを藩庫の収入としたため、深堀氏は事実上何らの保障をも受けなかったことになる。佐賀本藩は合併契約締結と同時に、深堀氏家臣二名を本藩石炭仕組方に組入れることで、本藩と深堀側の高島合併経営における一体化を標榜したが、真のねらいは深堀氏の同炭坑経営の実績と経験の利用にあったと考えられる。同様のことが、佐賀本藩が深堀氏家臣との間で慶応四年八月にかわした次の契約にも明りようにうかがわれる。条約の内容は、(1) 合併事業開始によって採炭中止を余儀なくされた小山元の救済措置として向こう一年間南脇での採炭を許可する。(2) 新坑を開かず、堀子人数もふやさないこと。(3) 柱炭は残し、支柱を撤去しないこと。(4) 現在開発中の北溪豎坪に南脇よりの水漏れが生じたり、南脇での掘働に故障が生じた場合は、即刻本契約は中止する。(5) 堀働・販売等は、一切合併契約に従うこと。(6) 佐賀藩とグラバー商会が人夫を必要とする場合は、南脇と同等の賃金で斡旋すること、となっている。前述したように、佐賀本藩は本契約の趣旨を山元救済のためと説明しているが、北溪立坪の本格的採炭に至るまでの生産の一時的な穴うめを、深堀家の南脇経営に求めたと考えた方が妥当であろう。なぜならば、南脇の経営は一切佐賀本藩ならびにグラバー商会の合併契約に従って行なわれるべきこと、南脇での採炭の責任は深堀家がとるべきこと、深堀家は北溪立坪に必要な人夫を斡旋することとして、深堀家の責任による稼働を強調しているからである。

つぎに、佐賀藩が合併契約に従って担当した採炭の計画によれば、その労働組織は、坑棟梁二名、見かべ二名、坑内正の字取一〇名、坑上正の字取三名を置き、事実上の採炭監督者としての棟梁は、日々出炭高を高島役場へ届出る義務を課された。明治三、四年ごろの高島炭坑では、坑夫外働きを含めて約四〇〇人が使役され、坑夫は三隊に分かれて一昼夜を三交替制で労働に従事したといわれるが、これら多数の坑夫を収容するために納屋が設けられた。納屋への諸色（米・味噌・醤油・油・酒・雑物）の販売は勤場が担当し、商人二名が置かれた。なお、商人による諸色の勤場納入価格

ならびに納屋への販売価格は、高島炭場が直接決定する仕組みであった。

高島炭坑合併事業においては、右のような棟梁を作業監督とする直山的生産を軸として、一方旧山元による請山制を採用した点を看過してはならない。肥州役場は白麻崎・小浜口両坑の修繕が早急に出来ぬことを理由に、明治二年十二月深堀仕組時代の山元の一人小山某と両坑請負契約を結んだ。契約のおもな内容は、(1) 採炭箇所はイギリス人技師の指図で決めることとし、採炭後の仕繰りを十分にする。(2) 塊石一万斤あたり十三兩二分粉石六兩三分の請負賃を与えるが、これには運送船への積入れ賃銀を含むものとする。(3) 請負賃の支払いは十五日毎に計算する。(4) 日雇人数はなるべく減らす、とした。小山は請負人として勘場を取しきり、売上代金の請取り、日雇の統轄に従事した。明治三年春小山勘場は賃銀値下げを不満とする数百人の日雇に襲われた。かねてより堅坪方日雇の喧嘩や暴動の頻発に困り拷問その他の処置を考えたほどであった佐賀藩は、深堀役人に日雇たちの取押え方を要請した。佐賀藩雇いの日雇はおろか、自分抱えの日雇の暴動さえ押えることのできなかった小山に対し、佐賀藩は失望の色をかくさなかった。「高島炭坑坑夫雇入手続」によれば、旧佐賀藩は数百人の坑夫の取締まりを納屋頭にさせ、その統轄人として受負人をおいたが、明治九年受負人に弊害を生じたためこれを廃止して、納屋頭を直接の受負人にしたといわれる。もし小山が佐賀藩から坑夫の統轄を命じられた受負人にあたと、請負人制度の弊害は明治九年に至らずとも同三年ごろすでに芽ばえていたと考えられよう。

## (二) 高島炭坑合併経営における流通機構

前述したように、合併契約の規定によれば、高島炭の輸出はグラバー商会の担当であり、佐賀藩側で別途に買手のめどがあった場合は、両者の相談でしかるべく決定することになっていた。事々佐賀藩が関係したのは、同藩の外国居留地商に対する債務の引当てとして高島炭を動かしたケースが大部分をしめる。わずかに、蒸気船買入れで取引き関係にあったアテリアン商会への高島炭の販売をあげうるととまる。同商会が唐津炭の請

取りを拒否したこともあって、佐賀藩は藩主の意向次第では他商会への販売もありうると、強気の販売姿勢をみせている。長崎商人で佐賀藩国産物売捌人として藩に出入りした若干の商人を介した高島炭の販売も看過できないであろう。一八六九年十二月から一八七一年十月に至る期間の高島炭販売高は約四六、五〇〇トンで、売込先は上海・香港・各国居留地商館・各国蒸気船・佐賀・薩摩両藩蒸気船・高島現地売り・松林引取分に分かれており、上海・香港への販売はいずれも大口である点が目立っている。また、各月平均販売高は一、五八五トンであり、明治三年末から同四年正月ごろがピークに当たるとする。しかし、合併事業発足当初は日産九〇トンにすぎなかった生産高は明治三年には日産二〇〇トンの台にのったといわれ、グラバー商会の販売網を以てしても総生産量を消化するには至らなかったことが明らかである。なお、工部省や造幣局など政府機関への売込みが始まるのは、明治四年にはいつてからであった。つぎに、高島炭一トンあたりの販売価格は、明治二年末から翌三年九月までは洋銀四枚半から五枚半に留まったが、同三年十月以降漸増し、翌四年八月以降は八枚にのぼった。上海総領事品川忠道は、明治七年海外市場における高島炭の売行き好調に注目して政府直輸出を外務卿大隈重信に提言したが、品川の指摘をまつまでもなく、同四年ごろには高島炭の海外市場における評価が定着し始めたことが、上記の炭価高騰によってあきらかである。つぎに、一八六九年十二月から一八七一年十月に至る期間の、高島炭総売上金額は、洋銀二一二、八五二枚二合六勺で月平均九、二五〇枚にあたるが、この平均を上回るのは、販売高が多く単価も上向きの明治三年末から同四年初めならびに同四年の五・七両月である。高島炭坑合併事業の発足にあたって、佐賀藩の該事業責任者松林源蔵が佐賀藩当局へ提出した高島炭出炭高・炭価等の試算と上記のデータと比較すれば、いずれも試算を下回っている。しかし、前述した蒸気船購入代金の支払いを明治四年五月まで延期したこともあって、佐賀藩は同五年三月までに洋銀一〇二、三五〇枚二勺の分け前をグラバー・ボードイン両商会の立替えて取得し、藩の御金庫をうるおした。この額は、グラバーが高島炭坑開発当初試算したグラバー商会・佐賀藩双方

の分け前六、七〇〇兩の約半分にあたる。

#### 四 高島炭坑合弁経営の終結をめぐる問題

佐賀藩とグラバー商会による高島炭坑合弁経営が明治政府当局の間で問題とされるに至ったのは、明治三年末のことであった。明治政府は慶応四年に発した政体書の中で、外国人雇傭・隣藩や外国との盟約等の禁止に関する確固たる方針を掲げて、政府の該問題に関する方針を明示したにもかかわらず、高島炭坑の合弁経営を放置し、明確な処置を講じえなかったゆえんは、合弁契約締結の時期が「騒動の時期」と合致し、問題に取組む余裕を持ちえなかったからであった。佐賀藩・グラバー商会による高島への外国船の着岸についての強い要求、高島炭坑はグラバー商会の所有炭坑なりとする風聞、同炭坑の好況等々が、明治政府に同炭坑問題の処理を急がせた理由であった。とりわけ第一点は指定開港地以外の高島をグラバー商会に貸与したために起こった問題であり、イギリス公使パークスら外国外交団の政治的バックアップも加わっているところから、外交問題に発展する危険性を多分にはらんでいた。外国人に対する鉱山稼ぎ権の譲渡がかかる難問を惹き起こした原因であることを認めた明治政府は、明治三年秋佐賀藩管下産炭地名・年間出炭高等の調査とあわせて、高島炭坑合弁経営は政府の規則に反する故早急に外国人を佐賀藩雇入れの形に改めるべく、佐賀藩に命じた。佐賀藩は、この難局をのり切るために、グラバーを鉱山心遣いとして雇入れる旨外務省へ届出る一方、グラバー側との契約改正の談判に入った。グラバー商会は明治三年九月以降債権者筆頭のポードイン商会に同炭坑の経営・管理権を握られていたため、契約改正に難色を示し続けたが、同四年七月ようやく改正に同意した。改約の要旨は、一、佐賀藩雇入れの外国人は、グラバー・マッケンジー以下六名とする。二、利益の双方平等配分は変わらない。三、グラバーがこれまで深堀家に支払った地主納金は廃止する。四、上記六名以外の外国人の高島上陸は禁じる、というのであった。紆余曲折を経てようやく佐賀藩の難局解決の努力がみられたかにみえた矢先、薩藩置県が断行された。再度難局を迎えた佐賀藩高島

炭坑経営責任者松林源蔵ならびに古賀忠四郎は、帰商の上グラバーら外国人と相対で高島炭坑の経営に従事したき旨、同四年八月県庁へ出願し、内諾をえた。鍋島直大も同炭坑経営の継続を工部省へ同年三月出願した。しかし、政府は同五年三月公布した鉱山心得の中で、外国人へ借金の引当てに請負鉱山（「民坑」）の稼ぎ方を譲渡することを厳禁し、右出願は政府の意向に反するものとして、これを却下した。ここにおいて、高島炭坑の官収は正式に決定をみた。

#### むすび

佐賀藩がグラバー商会と高島炭坑合弁事業契約を締結した目的は、旧式採炭法の改良（「技術面」）ならびに幕府主導の販売ルートからの脱却（「流通面」）に求められる。佐賀藩は、運炭・廃水・換気・照明等へじよじよに洋式技術を導入することに成功した。一方、グラバー商会に輸出面を委任し、幕府ルートとは別個の販売ルートを確立することができた。こうして佐賀藩は、若干の問題―内外商人に対する膨大な債務、グラバー商会の販売権掌握による佐賀藩の合弁経営に対する発言力の相対的低下―をひきおこしたしたが、一応合弁契約締結にあたっての所期の目的を果したといえる。

つぎに、生産面についてみれば、佐賀藩は南洋坑ならびに北溪坑の一部採炭を、旧経営者深堀氏と小坑主にまかせ、坑夫管理面の重要課題の処理にも、深堀氏の助力を求めた。合弁契約の締結にあたって深堀氏と高島炭坑のこれまでの関係を断ち切ることをたてまえたのは、佐賀藩が、実際の運営面で同氏の助力を必要とした理由は、つぎの二点に求められる。すなわち、佐賀藩は開きく工事の遅滞に伴なう出炭高の伸び悩みを、深堀氏の支配による小山元の採炭で補填しようとしたものと考えられる。しかし、より重要な点は、佐賀藩による採炭機構の管理がかどらず、加えて不備な点もみられたため、深堀氏とその旧仕組法時代の小坑主による請負稼ぎに期待せざるをえなかったことである。明治三年の日雇層の暴動は、創草期高島炭坑における採炭機構をめぐる前述の諸問題を表面化させ、未解決のままそれを官収・後藤時代へ引き継ぐこととなった。